

成田空港の更なる機能強化 環境影響評価方法書の縦覧・公表等のお知らせ

成田国際空港株式会社(NAA)は、首都圏の航空需要に対応していくため、新たな滑走路を整備することなどにより、空港の発着容量を拡大させるとともに、より利便性の高い空港を目指し、成田空港の更なる機能強化について検討を行っています。

この度、環境影響評価法の規定に基づき、「成田空港の更なる機能強化 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」という。)をとりまとめ、昨日、千葉県知事、成田市長、芝山町長、多古町長、横芝光町長、山武市長、茨城県知事、河内町長及び稲敷市長宛て送付いたしました。

方法書とは、2016年6月に公表した計画段階環境配慮書への意見に対する事業者としての見解を示すとともに、事業実施による環境影響要因を想定した上で、環境影響評価を行う項目並びに調査、予測及び評価の手法を検討し、明らかにしたものです。なお、環境影響評価法においては、この後に、準備書、評価書の作成を順次進めることとされています。

方法書は、以下のとおり縦覧・公表を行うとともに、説明会を各市町で行います。また、方法書について環境保全の見地から意見がある方はどなたでも意見書を提出することができます。

・公告日(日刊新聞紙^{※1}):2017年1月27日(金)

※1 朝日、読売、毎日、日経、産経、東京、千葉日報、茨城の8紙

・縦覧期間:2017年1月27日(金)から2月27日(月)まで

・意見書提出期間:2017年1月27日(金)から3月13日(月)まで

・方法書説明会:縦覧期間中、各市町で1回ずつ開催

詳しくは、別紙をご覧ください。

<対象事業の概要>

・事業者の名称、代表者の氏名

成田国際空港株式会社 代表取締役社長 夏目 誠

・主たる事務所の所在地

千葉県成田市成田国際空港内(成田市古込字古込 1-1)

・対象事業の名称:成田空港の更なる機能強化

・対象事業の種類:滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業、
滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業

・対象実施が実施されるべき区域:千葉県成田市、同香取郡多古町、同山武郡芝山町

・対象事業の規模:新設する滑走路(C 滑走路)・・・滑走路の長さ 3,500m

延長する滑走路(B 滑走路)・・・延長前の滑走路の長さ 2,500m

延長後の滑走路の長さ 3,500m(1,000m 延長)

成田空港の更なる機能強化 環境影響評価方法書の

縦覧・公表、説明会の開催及び意見書の提出について

1. 方法書等の縦覧及び公表の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所:

- ・ 千葉県庁 環境生活部環境政策課(千葉市中央区市場町 1-1)
- ・ 千葉県印旛地域振興事務所 地域環境保全課(千葉県佐倉市鎗木仲田町 8-1 印旛合同庁舎)
- ・ 成田市役所 環境部環境計画課(千葉県成田市花崎町 760 番地)
- ・ 成田市役所 下総支所(千葉県成田市猿山 1080 番地)
- ・ 成田市役所 大栄支所(千葉県成田市松子 366 番地)
- ・ 芝山町役場 総務課空港地域振興係(千葉県山武郡芝山町小池 992)
- ・ 多古町役場 生活環境課(千葉県香取郡多古町多古 584)
- ・ 横芝光町役場 企画財政課空港・地域振興室(千葉県山武郡横芝光町宮川 11902 番地)
- ・ 山武市役所 経済環境部環境保全課(千葉県山武市殿台 296 番地)
- ・ 山武市役所 松尾出張所 総務部企画政策課空港みらい対策室(千葉県山武市松尾町五反田 3012)
- ・ 山武市役所 蓮沼出張所(千葉県山武市蓮沼ハの 5402 番地 1)
- ・ 茨城県庁 行政情報センター(茨城県水戸市笠原町 978-6)
- ・ 河内町役場 都市整備課(茨城県稲敷郡河内町源清田 1183)
- ・ 稲敷市役所 市民生活部環境課(茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1)
- ・ 稲敷市役所 東支所(茨城県稲敷市結佐 1545 番地)
- ・ 稲敷市役所 新利根地区センター(茨城県稲敷市柴崎 7427 番地)
- ・ NAA本社ビル 情報コーナー(千葉県成田市成田国際空港内(成田市古込字古込 1-1))
- ・ NAA北地域相談センター(千葉県成田市花崎町 750-1 千葉交通ビル 3 階)
- ・ NAA南地域相談センター(千葉県山武郡芝山町大里 18-52 芝山町中央公民館千代田分館2階)

(2) 縦覧期間: 2017 年 1 月 27 日(金)から 2 月 27 日(月)(土日、祝日を除く)

(3) 縦覧時間: 午前 9 時～午後 5 時

(4) インターネットによる公表:

成田国際空港株式会社の機能強化ホームページ(※文末参照)においても、方法書をご覧いただけます。

2. 方法書説明会の開催

方法書の説明会は、環境影響評価法に基づき、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定など方法書の記載内容を周知するために開催するものです。

(1) 方法書説明会の日時及び場所

- 2017年2月5日(日) 15:00～(2時間程度)
農村環境改善センター(松尾ふれあい館)(千葉県山武市松尾町松尾 47-3)
- 2017年2月11日(土) 15:00～(2時間程度)
成田国際文化会館 大ホール(千葉県成田市土屋 303)
- 2017年2月12日(日) 17:00～(2時間程度)
横芝光町文化会館 集会室(千葉県山武郡横芝光町横芝 922-1)
- 2017年2月18日(土) 15:00～(2時間程度)
あずま生涯学習センター 多目的ホール(茨城県稲敷市佐原組新田 1596)
- 2017年2月19日(日) 14:00～(2時間程度)
河内町農村環境改善センター 多目的ホール(茨城県稲敷郡河内町長竿 3689-1)
- 2017年2月25日(土) 15:00～(2時間程度)
芝山文化センター ホール(千葉県山武郡芝山町小池 973)
- 2017年2月26日(日) 15:00～(2時間程度)
多古町コミュニティプラザ 文化ホール(千葉県香取郡多古町多古 2855)

(2) 参加方法等

- ・ 説明会は、居住地に関係なくどなたでも参加することができます。説明会に参加する場合は、開催日時に会場へお越しください。事前申し込みは必要ありません。但し、会場の収容人員には限りがございますのでお早めにお越しください。
- ・ 質問は、方法書の内容に関する質問に限らせていただきます。また、ご意見については、意見書の提出により述べるができることとなっておりますので、意見書様式に記入していただき提出をお願いします。

(3) その他

説明会の会場内においては、以下の事項を遵守してください。遵守されない場合は、退室をお願いすることがありますので御了承ください。

- ・ 発言は、司会者の指示に従ってください。できるだけ多くの方に質問していただくため、発言回数、発言時間を制限させていただく場合がございます。
 - ・ ビラ等の配布や暴言などの行為は行わないでください。
 - ・ その他、会場の秩序を乱す行為はしないでください。
-

3. 意見書の提出

方法書についての意見書は、所定の様式に記入いただき以下の提出先に提出してください。

(1) 提出期限: 2017年3月13日(月)

(2) 提出方法:

FAX、メールフォーム、郵送のいずれかにてご提出ください。ただし、FAX、メールフォームの場合は3月13日の午後5時まで、郵送の場合は3月13日の消印まで有効とします。

(3) 提出先:

FAX : 0476-30-1561

メールフォーム: 機能強化ホームページ(※文末参照)内のメールフォームより

郵 送: 〒282-8601 千葉県成田市成田国際空港内(成田市古込字古込 1-1)

成田国際空港株式会社 地域共生部エコ・エアポート推進グループ 宛

(4) 所定様式の入手方法:

所定様式は、縦覧場所に設置しているほか、成田国際空港株式会社の機能強化ホームページからダウンロードできます。

※成田国際空港株式会社の機能強化ホームページ

<http://www.narita-kinoukyouka.jp/>
